

令和7年11月秋田市議会定例会提出予定案件

件名	説明																				
「条例案」 12件																					
1 秋田市部設置条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 企画財政部を廃止し、企画政策部および財政部を新設するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 企画財政部を廃止し、企画政策部および財政部を新設するとともに、その所管する業務を定める。</p> <p>○施行期日 令和8年4月1日から</p>																				
2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 市長の給料月額を減額するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 令和8年1月1日から同年3月31日までの間に支給する市長の給料月額は、給料月額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>																				
3 秋田市大森山動物園条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 大森山動物園の入園料の適正化を図るため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 個人および団体の入園料の額を次のように改める。</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">個人</td> <td>一般入園の場合</td> <td rowspan="3">1人1回につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>市長が指定した入場券等の提示があった場合</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>入園日が9月1日等で</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>730円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>530円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	改正後	現行	個人	一般入園の場合	1人1回につき	1,000円	市長が指定した入場券等の提示があった場合	900円	入園日が9月1日等で	800円			730円	630円			530円	
区分	単位	改正後	現行																		
個人	一般入園の場合	1人1回につき	1,000円																		
	市長が指定した入場券等の提示があった場合		900円																		
	入園日が9月1日等で		800円																		
		730円	630円																		
		530円																			

ある場合	1人1年間につき	2,400円	1,250円
団体（20人以上）	1人1回につき	800円	530円

- 2 個人の入園に係る回数券を廃止する。
- 施行期日等
令和8年4月1日から。条例の施行に
し必要な経過措置を規定する。
- 4 秋田市特定教育・保育施設および
特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改
正する件
・児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関
係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）
：令和7年9月10日公布、令和7年10月1日施行
・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に
する基準の一部を改正する命令（令和7年内閣府・文部科学省令第
2号）：令和7年9月10日公布、令和7年10月1日施行
・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に
する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び
文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改
正する件（令和7年内閣府・文部科学省告示第1号）：令和7年9
月10日公布、令和7年10月1日施行
- 改正理由
特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業並びに特定子ども・子育て支援施設等
の運営に関する基準の一部改正（令和7年
内閣府令第80号）等に伴い、虐待等の禁止
に係る運営に関する基準を改めるとともに、
規定を整備するため、改正しようとするも
の
- 改正要旨
- 1 次に掲げる条例について、幼保連携型
認定こども園又は幼稚園である特定教育
・保育施設等の職員による教育・保育給
付認定子ども等に対する虐待等の禁止に
ついて規定する。
(1) 秋田市特定教育・保育施設および特
定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例
(2) 秋田市幼保連携型認定こども園の設
備および運営に関する基準を定める条
例
(3) 秋田市認定こども園の認定の要件に
する条例
 - 2 その他規定を整備する。
- 施行期日
公布の日から
- 5 秋田市家庭的保育事業等の設備お
よび運営に関する基準を定める条
例および秋田市指定通所支援の事
業等の人員、設備および運営に
する基準を定める条例の一部を改
正する基準を改めるため、改正しようと

	<p>正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）：令和7年9月16日公布、公布の日施行 	<p>するもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>家庭的保育事業者等又は指定児童発達支援事業者は、乳幼児に対して行われた健康診査が、利用開始時等又は通所開始時等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。</p> <p>○施行期日</p> <p>公布の日から</p>
6	<p>秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）：令和7年9月16日公布、公布の日施行 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第92号）：令和7年10月23日公布、令和8年3月1日施行 	<p>○改正理由</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和7年内閣府令第92号）等に伴い、母子生活支援施設の長の資格要件等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 母子生活支援施設の長および母子支援員の資格要件に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加える。 2 児童福祉施設の長は、乳幼児に対して行われた健康診査が、入所した乳幼児に対する入所時等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日</p> <p>令和8年3月1日から。ただし、2は公布の日から</p>
7	<p>秋田市児童館条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由</p> <p>土崎児童館を廃止するとともに、土崎南児童センターの名称を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土崎児童館を廃止する。 2 土崎南児童センターの名称を土崎児童センターに改める。

		<p>○施行期日 令和8年4月1日から</p>															
8	秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件 ・建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号） ：令和7年9月3日公布、一部を除き令和7年11月1日施行	<p>○改正理由 建築基準法施行令の一部改正（令和7年政令第310号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>															
9	秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する件 ・公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）：令和7年6月4日公布、公布の日施行	<p>○改正理由 市議会議員および市長の選挙における選挙運動用ビラおよび選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費の算定に係る限度額を引き上げるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 選挙運動の公営に要する経費に係る限度額の算定基準となる金額を次のとおり引き上げる。</p>															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙運動の公営に要する経費</th> <th>単位</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙運動用ビラ</td> <td rowspan="2">無料で作成する ことができる限 度額</td> <td>1枚当たり</td> <td>8円38銭</td> </tr> <tr> <td>選挙運動用ポスター</td> <td></td> <td>30円73銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加算額</td> <td>609,690円</td> <td>586,905円</td> </tr> </tbody> </table>	選挙運動の公営に要する経費	単位	改正後	現行	選挙運動用ビラ	無料で作成する ことができる限 度額	1枚当たり	8円38銭	選挙運動用ポスター		30円73銭		加算額	609,690円	586,905円
選挙運動の公営に要する経費	単位	改正後	現行														
選挙運動用ビラ	無料で作成する ことができる限 度額	1枚当たり	8円38銭														
選挙運動用ポスター			30円73銭														
	加算額	609,690円	586,905円														
10	秋田市火災予防条例の一部を改正する件	<p>○施行期日等 公布の日から。施行日以後その期日を告示される選挙について適用する旨の経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 林野火災に関する注意報の発令等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができること等とする。</p>															

	<p>2 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用的の制限の対象となる区域を指定することができることとする。</p> <p>3 その他規定を整備する。</p>
11	<p>○施行期日 令和8年4月1日から</p> <p>○改正理由 水道事業等の経営に関する事項の調査審議を行う秋田市上下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を設置するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 管理者の諮問に応じ水道事業等の経営に関する事項を調査審議するため、審議会を置くこととする。 審議会は、水道事業等の経営に関する事項について、管理者に意見を述べることができることとする。 審議会は、委員15人以内をもって組織する。 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者、水道、下水道又は農業集落排水施設の使用者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱すること等とする。 審議会の組織および運営に関し必要な事項は、管理者が定めることとする。 <p>○施行期日 公布の日から</p>
12	<p>○改正理由 秋田市上下水道事業経営審議会委員の報酬の額を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 秋田市上下水道事業経営審議会委員の報酬の額を日額10,000円とする。</p>

		<p>○施行期日 公布の日から</p>
「単行案」 5件		
13	秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定する件	<p>○雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 株式会社秋田国際ダリア園 ・指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
14	秋田市まちなか観光案内所の指定管理者を指定する件	<p>○まちなか観光案内所の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 公益財団法人秋田観光コンベンション協会 ・指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
15	秋田市営住宅等の指定管理者を指定する件	<p>○秋田市営住宅等の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 一般財団法人秋田県建築住宅センター ・指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
16	市道路線を認定する件	<p>○区画整理事業に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 2路線 延長121.50m ・認定後の市道路線延長 約2,031.7km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>
17	市道上北手百崎2号線ほか1路線道路災害復旧（6災258号）工事（第2期）請負契約を締結する件	<p>○市道上北手百崎2号線ほか1路線道路災害復旧（6災258号）工事（第2期）請負契約を締結しようとするもの</p>

- ・工事場所 秋田市山手台二丁目地内
- ・契約金額 214, 500, 000円
- ・契約先 中央土建・エコシビル特定建設工事共同企業体
- ・工期 令和9年3月17日まで
- ・工事概要
復旧延長 L=124.0m
復旧幅員 W=5.0~6.0m
※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

「予算案」 14件

- 18 令和7年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件
- 19 令和7年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件
- 20 令和7年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件
- 21 令和7年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件
- 22 令和7年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件
- 23 令和7年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件
- 24 令和7年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）の件
- 25 令和7年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件
- 26 令和7年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）の件

○資料別紙

27	令和7年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
28	令和7年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件	
29	令和7年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	
30	令和7年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	
31	令和7年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件	

「追加提案」

「人事案」 1件

32	秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件	○教育委員会委員中野薰氏の任期満了（令和7年12月26日付）に伴い、その後任の任命について同意を求めるもの ・任期4年 ※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項
----	--------------------------	--